

消費生活ネットワーク新潟は、令和3年4月、着物レンタル、中古販売業者（以下「事業者」といいます。）に対して、以下のとおり契約条項の是正を求めました。

- 1 レンタル品の商品受け取り前でもキャンセル料30パーセントを消費者負担とする条項の削除ないし修正
- 2 レンタル品の返却遅延について、返却予定日を1日経過する毎に契約金額の30パーセント遅延延滞料が発生する旨の条項の削除ないし修正
- 3 レンタル品の利用に支障を来す不備が生じた場合であっても、（事業者は）返金以上の責務を負わないとの趣旨の条項の削除ないし修正
- 4 販売品のキャンセル料について、商品受取前に契約金額の30パーセント、商品受取後に契約金額の100パーセントのキャンセル料が発生する旨の条項の削除ないし変更

令和4年3月、改めて、質問書及び申入書を事業者に送付したところ、以下のとおり、条項の一部が修正されました。しかし、問題がある条項が残っていると考えられることから、再度の申し入れを予定しています。

- 1 レンタル品の商品受け取り前でもキャンセル料30パーセントを消費者負担とする条項について、商品発送前（商品お届け日の4日前までキャンセル料は発生しない旨の条項に変更
- 2 レンタル品の返却遅延について、返却予定日を1日経過する毎に契約金額の30パーセントの遅延延滞料が発生する旨の条項について、遅延延滞料としての加算の上限を3日間とする条項の追加
- 3 レンタル品の利用に支障を来す不備が生じた場合であっても、（事業者は）返金以上の責務を負わないとの趣旨の条項について、当該条項の削除
- 4 販売品のキャンセル料について、商品受取前に契約金額の30パーセント、商品受取後に契約金額の100パーセントのキャンセル料が発生する旨の条項について、商品発送前（商品お届け日4日前）までキャンセル料は発生しない旨、商品発送後は販売代金の30パーセントのキャンセル料が発生する旨の条項に変更